

知的財産政策に関する基本方針

〔平成 25 年 6 月 7 日
閣 議 決 定〕

平成 15 年の知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）の施行から 10 年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急激に変容した。

こうした状況に対して、我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると言わざるを得ない。我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界のリーダーシップを執っていくべきであり、現状を真正面からとらえ、今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し、以下の 3 点を目標に、危機感とスピード感をもって知的財産政策を組み立てていかななくてはならない。

- ・これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。
- ・アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- ・世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。

こうした認識を踏まえ、政府は、今後 10 年程度を見据えた知的財産政策について、以下の 4 つの柱を軸として展開する。また政府は 4 つの柱及びこれに沿った長期政策課題等を盛り込んだ知的財産政策ビジョン（平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定）に基づき知的財産に係る施策を実施していくこととし、特にコンテンツ関連の施策については、国全体が意識を共有し、実効的な政策を強力に推進していくため、「コンテンツ創造立国」を宣言することにより、官民一体となってコンテンツ産業の国際競争力の強化を志向していく。

なお、今後の様々な状況変化により必要となる新たな政策対応については、本基本方針及び知的財産政策ビジョンを踏まえて毎年行動計画として策定する知的財産推進計画に反映させるとともに、必要に応じて知的財産政策ビジョンを見直すべく、継続的に政策を点検していくこととする。

1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

我が国企業がグローバルな事業活動を円滑に行えるよう、欧米諸国など、既に先進的な知的財産制度を有する各国とも協調しながら、アジアを始めとする新興国において、質の高い知的財産制度の構築を支援していく必要がある。

一方で、一部の知財先進国においては、企業が進出先として関心を有する新興国の知的財産制度を自国の制度に融和させる方策を展開している。我が国としても、引き続き先進国間の協調関係においてイニシアチブを発揮しつつ、今後、我が国企業が、海外進出先において一層親和性の高い事業環境の中で知財戦略を実行できるよう、我が国の知的財産制度が、これら新興国が準拠するスタンダードとなることが求められる。

また、その前提として、我が国の知的財産制度自体を、国内外企業にとって高い魅力を持ち、ユーザーやイノベーション投資を呼び込むことの出来るような国際的求心力の高い制度とする必要がある。我が国の産業や技術開発が「空洞化」しかねないという危機感を持ち、こうした知的財産制度の最適化及びグローバル展開を果敢に、かつスピード感をもって実施していく必要がある。

さらに、以上のような我が国の企業によるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人材の育成・確保に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえ、我が国の産業競争力強化に資するグローバル知財システムの構築に関する施策を総合的に展開するとともに、特に以下の施策に重点的に取り組むこととする。

- (1) 日本企業が、アジアを始めとする新興国において知的財産権を的確に取得・活用できるよう、これらの国々に審査官を相当規模で派遣することなどを通じて、我が国の知的財産制度の更なる浸透を図るとともに、経済連携協定などを活用して、進出先において知的財産権を有効に活用できる環境を整備する。
- (2) 我が国の知的財産制度を国際的求心力の高い制度とするため、知的財産制度の基盤となる特許庁の審査体制について、任期付審査官の確保など、必要な整備・強化を図る。
- (3) 現在発明者帰属となっている職務発明制度について抜本的な見直しを図り、例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資する措置を講ずることとする。

また、営業秘密漏えいに関する保護を強化するための環境整備を推進するとともに、国際標準化に対する戦略的な取組を強化し、あわせて、国際的に通用する認証体制の整備を図る。

紛争処理機能についても、知的財産紛争解決システム全体が適切に機能しているかどうかを検証し、より魅力ある制度となるような取組を進める。

- (4) 産学官連携機能の強化に関して、大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転を促すなどの取組を進める。
- (5) グローバル知財人財を育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど、政府が主体となってその育成・確保を推進する。

2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として、我が国の産業競争力の源泉であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。

中小・ベンチャー企業の経営戦略において、また経済のグローバル化に対応していく上で、中小・ベンチャー企業自らが保有する知的財産を適切に管理・活用する知財マネジメントが極めて重要であるが、資金、ノウハウ、人財の不足などにより、こうした知財マネジメントが中小・ベンチャー企業で必ずしも適切かつ十分に行われていない状況にある。

したがって、中小・ベンチャー企業に知財マネジメントの重要性を啓発するとともに、各企業の個々の状況に応じたきめ細かな知財活動の支援を行っていくことが政府に求められている状況にある。

このような状況を踏まえ、政府として、我が国の中小・ベンチャー企業の知財マネジメントの強化に関する施策を総合的に展開するとともに、特に以下の施策に重点的に取り組むこととする。

- (1) 中小・ベンチャー企業などの海外事業展開を支援するため、これら企業の海外での知的財産の権利化から権利行使までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制を拡充する。また、在外公館やジェトロの体制や取組の強化などにより、進出先における侵害対応等の支援を一層充実させる。
- (2) 特許料などの減免制度について、中小・ベンチャー企業、小規模企業などが利用しやすくなるよう、またイノベーションの促進に資するよう見直す。
- (3) 中小・ベンチャー企業などの様々な経営課題にきめ細かく、かつ総合的に対応するため、知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連の相談にも対応できるよう、関係機関と連携しつつ強化を図る。

3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

この数年、多様な表示デバイス、クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの刷新が起こるとともに、スマートテレビのような新しい機器・端末の市場が生み出されている。コンテンツ自体の利用方法も多様化し、また、コンテンツ自体のプラットフォーム化、すなわち利用の度にクラウド上のコンテンツにアクセスする形態などが生まれており、それに伴い、新たなビジネスモデルが構築されつつある。さらに、コンテンツ自体についても、従来のようにクリエイターが作成するコンテンツのみならず、ユーザーが作成するもの、教育コンテンツ、公共セクターが保有する公共データ、ビッグデータに含まれるコンテンツにまでその範囲が広がるとともに、コンテンツが活用される場面も、教育・医療・電子商取引にまで広がるなど、従来の文芸やエンターテインメントにとどまらない変容・拡大を見せている。

しかしながら、コンテンツに係る流通プラットフォーム構築のグローバル競争において、我が国は他国に遅れを取っており、今後世界最高水準のプラットフォームを見据えた取組を強化する必要がある。また、中小・ベンチャー企業の割合が高いという特徴を有するコンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成が求められている。さらに、近年急激に市場が成長している電子書籍などについて、より一層の普及拡大に向けた支援の必要性が高まっている。

ビッグデータの活用の進展により大量の情報が産業の様々な分野で利用され、情報端末や機器の間におけるコンテンツの流通量が急激に拡大している。このような状況においては、コンテンツ政策が産業競争力と直結することから、コンテンツ政策の立案に当たっては、コンテンツ産業のみならず関連産業全体を見通した視点が不可欠となっている。新しい産業の創出を促し、文化の発展を続けるためには、コンテンツに係る権利者と利用者の利害対立の構造を超えた柔軟な制度設計を構築することにより、コンテンツの活用と再生産につながるサイクルを生み出す必要がある。

このような状況を踏まえ、コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備に関する施策を総合的に展開するとともに、特に以下の施策に重点的に取り組むこととする。

- (1) 消費財産業など他産業への波及効果が高いコンテンツ産業に対して、資源配分の重点化や施策の充実を図る。
- (2) 放送番組の二次利用などを促進するため、複雑な権利処理手続を一元的に管理する窓口機関を整備するなど、権利処理の円滑化のための取組を推進する。
- (3) インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進や新たな産業の創出環境の整備を図るため、著作権関

連制度の見直しや円滑なライセンス体制の構築など制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

- (4) 文化資産など各分野のデジタル・アーカイブ化やその連携を推進するとともに、次世代育成のため、教育の情報化の本格展開に向けて、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講ずる。

4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

クールジャパンという言葉に代表されるように、マンガ、アニメ、ゲームといったコンテンツにとどまらず、我が国独自の文化としてのファッション、食、伝統芸能・工芸、観光までも含めて、世界における我が国への共感が広がっている。こうした我が国のソフトパワーを経済成長につなげるために、各分野の連携を図りつつ、コンテンツやデザインを生み出す文化の力とものづくりの力を組み合わせた総合力を活用して、海外市場を取り込むことが重要である。

このため、海外に向けてメディアやイベントでの情報発信を強化する「アウトバウンド」の取組について、海外展開を一層重視し、ターゲット国・地域に売り込むために手当すべき制度的対応や分野横断的連携、中小・ベンチャー企業の取組の支援などを戦略的に推進する必要がある。また、世界に通用するコンテンツを生み出していくための創造拠点の整備の支援が重要である。

また、海外から人や技術を積極的に取り込む本場を形成し、新たな消費を生み出すとともに、産業や文化を更に発展させる「インバウンド」について、日本ファンを更に大きく増やすことで日本ブランドの海外展開にも寄与するという好循環を生み出すための取組を推進していく必要がある。

さらに、我が国のコンテンツに係る知的財産権の保護・育成のため、国内外の模倣品・海賊版対策を強化するとともに、コンテンツ創造のための人材育成を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、我が国の経済と文化の成長の原動力となるコンテンツを中心としたソフトパワーの強化に関する施策を総合的に展開し、海外展開の際には在外公館、ジェトロ、国際交流基金などの在外拠点を最大限に活用するとともに、特に以下の施策に重点的に取り組むこととする。

- (1) 関連産業との連携や海外現地放送局・配信事業者との提携などにより、将来のビジネス展開を見据えた各地域の文化やニーズに合わせたコンテンツの現地化、売り込み、海外のチャンネルや放送枠の確保を促進するとともに、産業化に向けたリスクマネー供給を促す機関を設置し、海外展開を行う企業の取組を継続的に支援する。
- (2) 留学・海外研修や海外クリエイターとの交流を通して、国際的に通用す

るクリエイター・プロデューサーを育成する。

- (3) 訪日外国人旅行者数の拡大や国際会議などの誘致に向けて、地域資源を活用し、日本の多様な魅力を発信するため、ソフトパワーと連携したビット・ジャパン事業の推進を図る。
- (4) ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効及び参加拡大に向け、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めるなど、海外における模倣品・海賊版対策の強化を図る。